

## 第21号議案

品川区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月21日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区営住宅条例の一部を改正する条例

品川区営住宅条例（平成9年品川区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「。）」の次に「または東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「親族」の次に「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、ただし書を削り、同条第4項第3号中「同居親族」を「同居者」に改める。

第8条第1項第2号中「親族」の次に「もしくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（説明）使用者の資格等において、東京都パートナーシップ宣誓制度の証明を受けた者を親族と同様に扱うほか、規定を整備する必要がある。